

小田原市地域経済好循環推進条例
建設経済常任委員会所管事務調査報告書

令和4年12月20日

目 次

1	所管事務調査実施の経緯	1 ページ
	(1) 経緯	1 ページ
	(2) 目的	1 ページ
	(3) 期間	1 ページ
	(4) 委員構成	1 ページ
2	所管事務調査の実施状況について	2 ページ
	(1) 建設経済常任委員会	2 ページ
3	調査結果	2 ページ
	・小田原市地域経済好循環推進条例（案）	3 ページ
4	調査を終えて	5 ページ

1 所管事務調査実施の経緯

(1) 経緯

令和4年2月22日の建設経済常任委員会において、地域経済振興施策についての協議を開始し、地域経済振興に関する条例の制定が、地域経済振興の一助になると考えることから、本市においても、条例の制定に取り組むべきであるとの結論となり、その調査報告が令和4年5月24日の本会議にて行われた。

そして、令和4年6月10日の建設経済常任委員会にて、市内事業者の支援や地域経済の振興を着実に進めていくため、関係各所が自身の役割を理解し、互いに地域経済振興に向けて行動するための基本的な考え方を市が整理し、関係各所と認識を共有していく必要があるとの意見が出され、その手段として地域経済振興に関する条例を制定すべきという結論に至ったものである。

このことから、調査事項を「地域経済振興に関する条例の制定について」とし、条例制定に向け、令和4年7月29日の建設経済常任委員会より協議を開始した。

(2) 目的

地域経済振興に関する条例の制定

(3) 期間

令和4年7月29日から調査終了まで

(4) 委員構成

役 職	氏 名	所属会派
委員長	宮 原 元 紀	誠 風
副委員長	金 崎 達	公 明 党
委 員	大 川 裕	誠 風
〃	杉 山 三 郎	無 会 派 (※)
〃	木 村 正 彦	緑 風 会
〃	奥 山 孝二郎	公 明 党
〃	神 戸 秀 典	誠 新
〃	小 谷 英次郎	志 民 の 会 (※)
〃	横 田 英 司	日本共産党

(杉山三郎委員・小谷英次郎委員については、令和4年11月16日まで「志民・維新の会」)

2 所管事務調査の実施状況について

(1) 建設経済常任委員会（協議事項：地域経済振興に関する条例の制定について）

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第1回	令和4年7月29日	1 条例の構成の確認 2 今後のスケジュール確認 3 条例の「目的」「基本理念」につながる要素についての協議
第2回	令和4年9月9日	1 条例の「目的」「基本理念」につながる要素の決定 2 条例の目指すべき方向性・条例の役割の決定 3 今後の開催日程について
第3回	令和4年10月4日	1 条例の「目的」と「基本理念」の確認（第2回までの決定事項の確認） 2 「用語の定義」「関係各所の役割」についての協議 3 今後の開催日程について
第4回	令和4年10月26日	1 正副委員長案の提示、内容の確認 2 条例名称の決定 3 今後の開催日程について
第5回	令和4年11月21日	1 正副委員長案（第4回で出された意見を踏まえた修正案）の提示、内容の確認 2 施行日の検討 3 用語の意義の内容確認
第6回	令和4年12月8日	1 正副委員長案（最終案）の確認、条文の確定 2 所管事務調査報告について

3 調査結果

本委員会は、前期（令和4年2月22日から令和4年5月10日の建設経済常任委員会）の調査結果を受け、地域経済の好循環を目的とした条例「小田原市地域経済好循環推進条例（案）」について、次のとおり作成した条文をもって、調査結果として報告します。

小田原市地域経済好循環推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地域に根ざした経済の好循環が本市の地域経済の持続的な発展及び市民生活の基盤となるものであることに鑑み、地域経済の好循環を図るための施策について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の役割を明らかにするとともに、地域が一体となって経済の循環を図るために必要な事項を定めることにより、本市の地域経済及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域経済の好循環を図る施策は、市内事業者が地域経済の重要な担い手であるという認識の下に、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進するものとする。

2 地域経済の好循環を図る施策の推進に当たっては、地域資源の活用が重要となることから、市内で生産し、又は採取される農林水産物、市内で製造し、若しくは加工し、又は販売する工芸製品その他の物品等（以下「市内産品」という。）をはじめ、自然、歴史、文化、産業技術、エネルギー等の本市の地域資源を生かし、新たな地域資源の発掘に努めるものとする。

3 地域経済の好循環の促進を図るためには、市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力が必要となることから、受注及び発注の機会の増大に努めることを含め、適切な連携及び協力関係を構築するものとする。

4 地域経済の好循環を実現し、持続していくためには、市民等（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）による地域における消費、担い手の育成並びに市内産品及び市内事業者が提供するサービス（以下「市内産品等」という。）に対する理解が欠かせないものであることから、地域経済の振興に対する市民等の理解及び協力を促進するものとする。

（市の役割）

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の好循環を図る施策を推進するものとする。

（1）市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策

（2）市内事業者の受注機会の増大を図る等の市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力を促進するための施策

(3) 本市の地域資源の情報発信を積極的に行う等により、本市への誘客及び市内外における市内産品等の消費を促進するための施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国及び県の支援事業を活用するほか、周辺の市町との連携に努めるものとする。

(市内事業者の役割)

第4条 市内事業者は、経営基盤の強化による持続的な事業経営に努めるものとする。

2 市内事業者は、優良な市内産品等の提供及びその品質の維持向上に努めるものとする。

3 市内事業者は、雇用機会の確保、人材の育成及び就労環境の整備に努めるものとする。

4 市内事業者は、事業活動を行うに当たっては、本市の地域資源を積極的に活用するよう努めるものとする。

5 市内事業者は、市内事業者の相互間における連携及び協力に努めるとともに、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の協力)

第5条 市内の大企業は、中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることを踏まえ、市内の中小企業による市内産品等の活用に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第6条 地域経済団体は、市内事業者が経営基盤の強化を図るための取組を積極的に支援するものとする。

2 地域経済団体は、市内事業者に対し、国及び県の支援事業並びに市が実施する施策の情報を適切に提供するよう努めるものとする。

3 地域経済団体は、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の協力)

第7条 市民等は、本市の地域資源の魅力及び価値に対する認識を高めるとともに、市内産品等の積極的な消費に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 調査を終えて

本委員会では、前期（令和４年２月２２日から令和４年５月１０日の建設経済常任委員会）における協議内容を踏まえ、地域経済の振興を着実に進めていくため、市としての基本的な考え方を整理し、関係各所と認識を共有していくための手段を明文化すべく、地域経済振興に関する条例の制定に向けて、令和４年７月２９日から６回にわたり協議を行った。

委員会での協議では、特定の事業者や個人に対する支援を目的としたものではなく、地域経済全体の好循環を目指す条例とすべきという結論になり、委員会において条例に掲載する内容についての協議を行う中で、市議会として同じ意識を共有できるよう、課題に対し委員がそれぞれの会派の意見を持ち寄り、議員全員の意見を把握した上で、委員会において丹念に論議することにより、市議会としての意見を集約した。

以上のような経過を経て、条例名称を「小田原市地域経済好循環推進条例」と決定し、案のとおり取りまとめた。その特徴としては、事業者間の連携・協力といった市内事業者の役割だけでなく、商工関連団体が果たすべき役割や大企業の協力を明文化し、さらには市民等（本市に通勤・通学する者を含む）に対し、市内事業者が販売する物品や提供するサービスに対する理解と消費について協力を求めるなど、地域経済の好循環の実現のため、対象を幅広く定めたことが挙げられる。

今後、本条例に基づく地域経済の発展のための施策の推進が、市内事業者や商工関連団体の協力により、公民連携で進められ、あわせて市民等の理解・協力の推進を目指すことにより、一層の地域経済の好循環が図られることを期待し、最終報告とする。

資 料 編

所管事務調査通知書		7 ページ
-----------	-------	-------

令和4年（2022年）6月17日

議 長
大 川 裕 様

建設経済常任委員長
宮 原 元 紀
（公 印 省 略）

所管事務調査通知書

1 事 項

地域経済振興に関する条例の制定について

2 目 的

市内事業者の支援、地域経済の振興を着実に進めていくためには、関係各所が自身の役割を理解し、互いに地域経済振興に向けて行動することが重要であることから、市としての基本的な考え方を整理し、関係各所と認識を共有していくための手段である地域経済振興に関する条例を制定する。

3 期 間

調査終了まで

4 方 法

委員会において条例に盛り込む内容について協議し、条例案を作成する。